平成２８年（フ）第８３５号
京都府向日市寺戸町東野辺31番地の11　ピソ・シエテ１　103号室、前住所京都府向日市寺戸町二ノ坪８番地の31
債務者　安田　耕治
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
鳥取県米子市淀江町佐陀939番地１　ソルデルフリオＣ102号、前住所広島県広島市佐伯区五日市町大字上河内304番地３　102
債務者　安食　勉司
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８６号
鳥取県米子市上福原６丁目５番15号
債務者　森田　美佳
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第９４号
鳥取県米子市皆生５丁目４番50号　市住８Ｒ１―306号、前住所鳥取県米子市淀江町西原321番地14
債務者　生田　　茂
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６６号
広島県尾道市神田町18番21号　黒瀬アパート２号
債務者　元川　秀子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第６７号
広島県尾道市防地町13番12号
債務者　中本　茂美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２０４号
愛媛県東温市志津川157番地１　エルエスパシオ303号
債務者　小川　真司
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０９号
愛媛県松山市萱町６丁目147番地５　オリエントハウス203号
債務者　増田　浩司
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１２号
愛媛県松山市竹原２丁目４番29号　第25杉フラット502号
債務者　白石　孝博
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１３号
愛媛県松山市南斎院町1338番地５　小山ハイツ102号
債務者　石田　　守
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１４号
愛媛県松山市南斎院町1338番地５　小山ハイツ102号
債務者　石田　由里
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１９号
愛媛県松山市市坪北１丁目７番26号　ベルメゾン204号
債務者　新田　　優
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４９号
愛媛県松山市美沢２丁目３番15号　レーベンイケダ美沢505号
債務者　山下　定善
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
佐賀市兵庫南１丁目11番27号　カーサパルコＣ棟101号、前住所佐賀県小城市牛津町乙柳357番地26
債務者　田峰　　司（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1924番地４太陽の郷、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1802番地22　萩原団地501号
債務者　高野なぎさ
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
佐賀県鳥栖市元町1286番地10
債務者　森園　夏美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1457番地　和多屋マンション302
債務者　梁井　光子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部